

## 更生保護における犯罪被害者等施策の実施状況と課題

—全国の保護観察所を対象にした調査をもとに—

○上智大学 伊藤富士江 (002189)

[キーワード] 更生保護、犯罪被害者等施策、被害者支援

### 1. 研究目的

犯罪被害者等（犯罪被害者その家族および遺族を含む、以下被害者等）のための施策は、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立、翌年に第1次基本計画が策定されたことによって、急速に整備されてきた。なかでも、更生保護における犯罪被害者等施策は平成19年12月より開始され、刑事システム内の被害者等のための「窓口」として重要な機能をもっていると考えられる。

更生保護における犯罪被害者等施策とは、①意見等聴取制度、②心情等伝達制度、③被害者等通知制度、④相談・支援の4つの制度を指し、各保護観察所では被害者担当官および被害者担当保護司を配置している。上記の制度のうち心情等伝達制度は、被害者等が保護観察中の加害者に対して、心情等を伝達できその伝達結果を通知されるという点で、他の制度にはみられない特色を有している。

本研究は心情等伝達制度を取り上げ、その実施状況と被害者等のニーズとの関連を検討することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

被害者等に対する支援には、精神的ケア、経済的支援、日常生活面の支援、刑事司法上の支援が挙げられ、更生保護における心情等伝達制度は、刑事司法上の支援として位置づけられる。本制度については実施件数が報告されているのみで、現場でどのように実施されているか、具体的工夫や課題について検証するまでに至っていないのが現状である。

本研究では、心情等伝達制度の実施状況等について、本制度を実施している被害者担当官および被害者担当保護司の視点から明らかにするために、法務省保護局総務課被害者等施策班の協力を得て、以下のような調査を実施した。

- (1) 調査対象：全国の保護観察所50か所に勤務する被害者担当官及び被害者担当保護司174名
- (2) 調査期間：平成26年3月～4月
- (3) 調査方法：自記式調査票を送付。無記名で回答後、返信用封筒にて返送を依頼。
- (4) 調査内容：心情等伝達制度の実施各段階の困難度や工夫、本制度の円滑な運用のために必要な点、「被害者等の支援」と「加害者の処遇」との関連等

### 3. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては「日本社会福祉学会 研究倫理指針」に沿うとともに、調査内容について報告者の本務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て、「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守した。また、調査対象者には本調査に関するインフォームドコンセントを得た。

### 4. 研究結果

調査票の返送は計 111 部（被害者担当官 43 部、被害者担当保護司 68 部）で、回収率は 63.8%であった。おもな結果（全体を対象）は以下のとおりである。調査結果の詳細は発表当日に資料として配布予定。

#### (1) 心情等伝達制度の実施各段階の困難度

- ・各段階のうち「心情等聴取書作成前に被害者等から被害に関する心情や状況を聴く」、「被害弁償に関することを聴く」プロセスについて困難を感じる割合が高かった。
- ・被害者等の心情等伝達のニーズに応じていると感じる回答者が過半数だった一方、被害弁償のニーズについては満たせていないと感じる回答者が 8 割近くを占めた。

#### (2) 心情等の聴取段階での具体的工夫

- ・時間をかけて被害者等の話を受容的に聴くが、聴取書作成のための確認を随時行う。
- ・二次被害を与えないように心理面・物理面で配慮する。

#### (3) 本制度の円滑な運用のために必要な点

- ・本制度がうまく機能していくには関係諸機関との連携が不可欠。
- ・本制度をより多くの被害者等に知ってもらうことが重要であり、そのためには被害者支援団体、機関に周知することが必要。

#### (4) 「被害者等の支援」と「加害者の処遇」との関連

この両者の関連について、「強くつながっている」「まあつながっている」とした回答者が約 6 割であった。

### 5. 考察

更生保護における心情等伝達制度は、加害者の更生を担う行政機関が被害者側のニーズに対応することの困難さが指摘されている。被害者等の本制度利用には要件があり、加害者が保護観察中であるという時間的制約もあるが、現場では被害者等の状態に配慮しながら、心情等を加害者に伝えたいというニーズに応じている状況が明らかになった。本制度の周知、一連の過程を被害者側に立ってスムーズに行うための方策、また被害者等の心情等の聴取結果をどのように加害者の処遇に活用するかが、今後の課題であると考えられる。

なお、本調査は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築—官民協働体制を旨として（課題番号 24530728）」の一部として実施したものである。